第七条　消費税法の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一項中「この条」を「この項及び第四項」に改め、「次項及び第三項において「延長届出書」という。）」を削り、「以後の」を「（同法第二条第十二号の七の二（定義）に規定する通算法人の場合にあつては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその事業年度を含む。）以後の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「延長届出書」を「届出書」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は連結事業年度」及び「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第二項」及び「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十七条第一項第三号中「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

（酒税法の一部改正）

第八条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　輸出するために清酒を製造しようとする場合

第七条に次の一項を加える。

７　第三項第一号及び第六号の規定その他政令で定める規定は、同項第五号の規定の適用を受けて清酒の製造免許を受けた者その他これに準ずる者として政令で定める者については、適用しない。

第十九条の見出し中「相続」を「相続等」に改め、同条第一項中「又は酒類販売業者」を「若しくは酒類販売業者（以下この項において「酒類製造者等」という。）」に、「あつた」を「あつた場合又は酒類製造者等（個人に限る。）が酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許に係る製造業若しくは酒類の販売業免許に係る販売業の全部の譲渡（次項及び第三十条第七項において「事業譲渡」という。）を行つた」に、「）は」を「）又は譲受者（以下この条及び同項において「相続人等」という。）は」に、「相続人の」を「相続人等の」に改め、同条第二項中「相続人が」を「相続人等が」に、「相続人は、その相続」を「相続人等は、その相続又は事業譲渡」に、「）が」を「）又は譲渡者が」に、「みなす」を「みなし、当該譲渡者に係る製造免許又は販売業免許は、その効力を失う」に改める。

第二十九条第二項中「が、」を「が、当該酒類につき」に、「、当該酒類が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

第三十条第三項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第七項中「により」を「又は事業譲渡により」に、「相続人（」を「相続人等（」に、「相続人が、」を「相続人等が、」に、「に係る被相続人」を「又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」に、「又はその相続人」を「、又はその相続人等」に改め、同条第八項中「その相続人」を「その相続人等」に、「に係る被相続人」を「又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第九条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第十四条第二項中「が、」を「が、当該製造たばこにつき」に、「当該製造たばこが輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該製造たばこの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

（揮発油税法の一部改正）

第十条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「が、」の下に「当該揮発油につき」を加え、「当該揮発油の移出に関する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該揮発油の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。

（石油ガス税法の一部改正）

第十一条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「が、」の下に「当該課税石油ガスの移出につき」を加え、「、当該課税石油ガスの移出に関する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十二条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同項ただし書中「第七項本文」を「第八項本文」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　前項本文の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき　当該予定日

二　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき　当該税務署長が指定した日

第十二条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項ただし書中「において準用する前条第三項」を削り、「掲げる」を「定める」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項の移出をした課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

第十二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十三条第五項ただし書中「第十二条第七項本文」を「第十二条第八項本文」に改め、同条第七項中「第十二条第五項から第七項まで」を「第十二条第六項から第八項まで」に改める。

第二十条の二中「第十二条第七項本文」を「第十二条第八項本文」に改める。

第二十八条第一号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同条第二号中「第十二条第六項本文」を「第十二条第七項本文」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第十二条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「が、」の下に「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき」を加え、「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない」を「同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する」に改め、同条第三項を削る。